

# 秋厚労ニュース

NO1959号

2021年5月19日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

# 年間手当の団体交渉 回答を得てから判断

## 《年間手当の交渉の進め方》

- ① 経営側より文書回答をもらい支部に連絡
- ② 支部で判断（妥結か交渉継続）
- ③ 支部の意見を集約し進め方も相談しながら進める

支部の意見を集約し進め方も相談

4月3日（土）の中央委員会  
で年間手当5ヶ月の  
要求を決め、経営側に提出  
しました。

この間経営側から「県内  
で新型コロナウイルス感  
染が拡大している中で組  
合として団体交渉を行な  
うことをどう考えるか」と  
いう旨の連絡がありまし  
た。このことについて5月

## 「夏期手当2ヶ月 支給されるか不安」

（以下、スト権投票）が始ま  
ります。

職場から「夏期手当2ヶ  
月支給されるか不安」とい  
う声も出ています。年間手  
当の交渉のポイントとし  
て①少なくとも夏期手当  
2ヶ月の回答を引き出す  
②年間手当について20  
20年度実績を下回らな  
いように訴えることを中  
央執行委員会で確認しま  
した。

## 要求実現のための スト権投票

スト権投票

5月20日（木）からス  
トライキ権確立批准投票

8日（土）の中央執行委員会  
で論議しました。コロナ感  
染のリスクを避けるため昨  
年同様①文書回答をもらい  
各支部に連絡②支部で判断  
（妥結か交渉継続）③支部の  
意見を集約し進め方も相談  
しながら進めることを確  
認。支部にFAXで連絡を  
し、全支部の賛同が得られ  
ました。

（以下、スト権投票）が始ま  
ります。

ストライキは、憲法で定  
められた労働者の権利。い  
つでもストライキを実施で  
きる準備（ストライキ権の  
確立）をしておく必要があ  
ります。どうしても交渉が  
うまくいかない時はストラ  
イキを実施し、経営側に大  
きなプレッシャーをかけま  
す。ストライキの実施の有  
無は中央闘争委員会を決め  
ます。

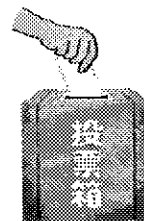
スト権投票の批准率は要  
求への切実さと組合員の団

## ストライキ権確立批准投票

2021年 5月20日（木）

～ 6月 3日（木）

※ 開票は6月5日（土）中央執行委員会で行ないます



結の強さを示します。年間  
手当の要求を実現させるた  
めに、組合員全員が一致団  
結し交渉に臨みましょう。